

奈良県告示第百六十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、次のとおり告示する。

令和四年八月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称 布目ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 奈良市内の県道月瀬針線と奈良市道東部第三七九号線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し、奈良市道東部第三八〇号線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、南進し、山添村道一八号との交点に至り、同所から同村道を南西進し、主要地方道奈良名張線との交点に至り、同所から同主要地方道を西進し、県道月瀬針線との交点に至り、同所から同県道を北進し、起点に至る一円の区域（別紙第一図の表示区域）

三 存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

一 名称 須川特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 奈良市大柳生町地内の国道三六九号と主要地方道天理加茂木津線との交点（大柳生交差点）を起点とし、同所から同国道を南西進し、県道須山西狭川線との交点に至り、同所から同県道を北進し、主要地方道天理加茂木津線との交点に至り、同所から同主要地方道を北進し、市道東部第二二三号線との交点に至り、同所から同市道を北進し、市道東部第二二号線との交点に至り、同所から同道路を北進し、東進し、南進し、同道路の終点に至り、同所から須川ダム湖岸を南進し、市道東部第二四号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、主要地方道天理加茂木津線との交点に至り、同所から同主要地方道を南東進し、国道三六九号との交点に至り、同国道を南西進し、起点に至る一円の区域（別紙第二図の表示区域）

三 存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

一 名称 桜井特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 桜井市内の主要地方道桜井明日香吉野線と市道安倍小学校北線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北進し、市道阿部南北線との交点に至り、同所から同市道を北進し、市道生田池内線との交点に至り、同所から同市道を東進し、市道上之宮阿部線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、市道高田生田池線との交点に至り、同所から同市道を西進し、南進し、農道との交点に至り、同所から同農道を南進し、国営東部幹線水路との交点に至り、同所から同水路を西進し、市道阿部高家線との交点に至り、同所から同市道を北進し、市道安倍小学校北線との交点に至り、同所から同市道を西進し、起点に至る一円の区域（別紙第三図の表示区域）

三 存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

一 名称 オークモンゴルクラブ特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 オークモンゴルクラブの区域（別紙第四図の表示区域）

三 存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで







